新型コロナウイルスに感染した方へ

新型コロナウイルス感染症に感染した場合 保健所が入院や自宅・宿泊療養の調整をしますので、指示に従ってください

PCR、抗原検査等 陽性 医師が入院が 必要と判断 入院勧告 (感染症法による)

- ·保健所による<mark>積極的疫学調査</mark>(症状の経過、行動、接触した人などについての調査)にご協力 ください。個人情報は保護されます。
- ・感染のまん延を防ぐため、感染症法による就業制限も行います。
- ・入院にかかる費用は公費負担となります。所得により、本人の一部負担が生じる場合もあります。

退院・就業制限解除の基準



有症状者

発症日もしくは陽性となった検体採取日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

発症日から10日経過以前に症状軽快した場合には、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR検査等陰性を確認

無症状病原体保有者

検体採取日から10日間経過

検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR検査等陰性を確認

体調に不安のある、心配事がある場合などの相談先 ______に連絡をしてください。 (平日昼間) (夜間・休日)